

職員等の旅費に関する規程

平成 20 年 11 月 7 日制定

平成 22 年 12 月 9 日改定

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）
- 第 2 章 普通旅費（第 8 条～第 14 条の 2）
- 第 3 章 特別旅費（第 15 条～第 16 条）
- 第 4 章 移転旅費（第 17 条～第 20 条）
- 第 5 章 補則（第 21 条～第 25 条）
- 附則

第 1 章 総則

（この規程の目的）

第 1 条 この規程は、別に定めるものを除くほか業務のため旅行する本協会職員等に対して支給する旅費および費用弁償（第 3 条第 4 項を除き、以下単に「旅費」という。）について定めることを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 普通旅費 特別旅費および移転旅費以外の旅費をいう。
- ② 特別旅費 第 4 号および第 5 号に規定する旅費をいう。
- ③ 移転旅費 赴任または帰郷に伴う家財の移転について支給する旅費をいう。
- ④ 削除
- ⑤ 市内旅費 市内の地域を旅行する場合に支給する旅費をいう。

（旅費の支給）

第 3 条 職員が出張し、または赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

- 2 職員が出張または赴任のため旅行中に退職、免職、失職、休職または死亡（以下「退職等」という。）となった場合には、当該職員（死亡した場合には当該職員の遺族）に対し旅費を支給する。
- 3 懲戒免職またはこれに準ずる事由により退職等となった場合には、前項第 1 号の規定にかかわらず旅費は支給しない。
- 4 職員または職員以外の者が本協会の依頼または要求に応じ、業務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合その他業務上の必要から旅行させる必要がある場合には、職員に対する旅費の支給の例により、その者に対し、費用を弁償する。
- 5 第 1 項、第 2 項および前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に出張命令を取り消され、または死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額に相当する額として事務長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項および第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故または天災その他事務長が定める事由により概算払を受けた旅費額の全部または一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で事務長が定める金額を旅費として支給することができる。

(出張命令等)

第3条の2 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分に応じ、任命権者またはその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）の発する出張命令または出張依頼（以下「出張命令等」という。）によって行わなければならない。

① 前条第1項の規定に該当する旅行 出張命令

② 前条第4項の規定に該当する旅行 出張依頼

2 出張命令権者は、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）をする必要があると認められる場合で、前項の規定に該当するときは、自らまたは次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更し、または取り消すことができる。

(出張命令等に従わない旅行)

第3条の3 旅行者は、業務上の必要または天災その他やむを得ない事由により出張命令等(前条第3項の規定により変更され、または取り消された出張命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、出張命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による出張命令等の変更の申請をせず、または申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、出張命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法（以下「順路等」という。）により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要、または天災その他やむを得ない事由により、順路等によって旅行し難い場合には、その現によった経路および方法によって計算する。

第5条 旅費計算上の旅行日数は、旅行の為に現に要した日数による。ただし、業務上の必要または天災その他やむを得ない事由により要した日数を除く外、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第6条 同一地域に滞在する場合における日当および宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数 30 日を超える場合には、その超える日数について定額の 10 分の 1、滞在日数 60 日を超える場合には、その超える日数について、定額の 10 分の 2 に相当する額をそれぞれ定額から減じた額による。

第7条 削除

第2章 普通旅費

(普通旅費の種類)

第8条 普通旅費は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当および宿泊料 6 種とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ次に掲げる旅客運賃（以下「運賃」という。）急行料金によりこれを支給する。

- ① その乗車に要する運賃
- ② 急行料金を要する線路による旅行の場合は、前号に掲げる運賃のほか、特別急行料金
- ③ 参事以上の者が特別車両料金を徴する車を運行する線路による旅行をする場合は、前2号に規定する運賃および特別車両料金
- ④ 座席指定料金を徴する車を運行する線路による旅行の場合は、座席指定料金

(船賃)

第10条 船賃は、水路旅行について路程に応じ次に掲げる運賃によりこれを支給する。

- ① 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合は、次に規定する運賃
 - ア 理事、監事については、上級または一等の運賃
 - イ 参事については、中級または一等の運賃
 - ウ 主事については、下級または二等の運賃
- ② 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃
- ④ 業務上の必要により所定の船舶より上級の船舶、座席指定料金を徴する船舶を運行する航路または特別の設備をした船舶によって旅行する場合は、その乗船に要する運賃について、事務長がその都度定める。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機によって旅行する場合に限り現に支払った旅行運賃によりこれを支給する。

(車賃)

第12条 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について実費額を支給する。

(日当)

第13条 日当は、旅行の日数に応じ別表 1 の定額によりこれを支給する。

- 2 鉄道 100 キロメートル未満、水路または陸路 50 キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要または天災その他止むを得ない事由により宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず同項の定額の 2 分の 1 に相当する額とする。ただし、事務長が必要と認めたときは必要に応じ、この額を増額することができる。
- 3 鉄道、水路または陸路にわたる旅行については、鉄道 4 キロメートルをもって水路、陸路 2 キロメートルとみなして前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第14条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ別表1の定額によりこれを支給する。

第3章 特別旅費

第15条 削除

(市内旅費)

第16条 市内旅費は、鉄道賃、車賃、日当および宿泊料の4種とする。

2 鉄道賃および車賃は、実費額を支給する。

3 日当は、旅行の日数に応じ別表1中8等級の定額の5割の範囲内で、旅行の目的、態様および職務に応じて事務長が別に定める基準によりこれを支給する。

4 宿泊料は、特に宿泊を命じた場合に限り、別表1の宿泊料定額の2分の1に相当する額を支給する。

第4章 移転旅費

(移転旅費の種類)

第17条 移転旅費は、移転料、着後手当および扶養親族移転料の3種とする。

(移転料)

第18条 移転料は、赴任に伴う家財の移転について、次の各号の規定により支給する。

① 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表3の定額による額

② 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1の額

(着後手当)

第19条 着後手当は、新在勤地の区分に応じ、別表1の日当定額の5日分および宿泊料定額の5夜分に相当する額を支給する。

(扶養親族移転料)

第20条 扶養親族移転料は赴任に伴う扶養親族の移転について、赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の金額ならびに日当、宿泊料および着後手当の3分の2に相当する額を支給する。

第5章 補則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等となった日にいた地から旧在勤地までの前職相当の旅費とする。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職員が出張中または赴任中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、その都度事務長が定める。

- 3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第20条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰郷地までの鉄道賃、船賃および車賃とする。この場合において同号中「赴任を命ぜられた日」とあるは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(旅費の特例)

第23条 労働基準法の規定による帰郷旅費は前職相当の普通旅費および移転旅費とし、本人の請求によりこれを支給する。

(旅費の調整)

第24条 事務長は、職員が業務用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえる旅費、または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 事務長は、職員がこの規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、困難である場合は、別に事務長が定める旅費を支給することができる。

(施行細目)

第25条 この規程の施行に関し、必要な事項は事務長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規程による改正後の職員等の旅費に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程第9条第1号および第5号の規定ならびに第10条第1号、第2号および第5号の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月9日から施行する。

別表1

普通旅費の日当および宿泊料

補職	職名	日当	宿泊料（1夜につき）	
			甲地区	乙地区
理事	事務長、事務次長、監査、参与、評議員長、楽事委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員	600円	1,800円	1,500円
参事	加入団体等管理者	300円	1,500円	1,500円
参事	局長およびこれに準じて事務長が別に定めるもの			
参事	部長およびこれに準じて事務長が別に定めるもの	300円	1,500円	1,200円
主事	主幹およびこれに準じて事務長が別に定めるもの			
主事	掛長およびこれに準じて事務長が別に定めるもの	300円	1,200円	1,200円
主事	事務職員および技術職員	300円	1,200円	900円
主事	事務職員および技術職員で事務長が別に定めるもの			

備考

- 1 甲地区とは、東京都（特別区の地域に限る。）および指定都市の地域をいい、乙地区とは、甲地区以外の地域をいう。
- 2 車船中において宿泊する場合には、乙地区に宿泊したものとみなす。

別表2

削除

別表3

移転旅費の移転料

補職	移転距離（鉄道）				
	50Km未満	50Km以上 100Km未満	100Km以上 300Km未満	300Km以上 500Km未満	500Km以上 1,000Km未満
理事等	15,300円	17,700円	21,900円	27,100円	35,700円
参事	12,600円	14,700円	17,800円	22,100円	29,200円
主事	10,800円	12,300円	15,300円	18,900円	24,900円
主事補	9,300円	10,800円	13,200円	16,500円	21,600円

備考 路程の計算については、水路および陸路4分の1Kmをもって鉄道1Kmとみなす。